第2回軽米町議会定例会

平成 2 7年 6月19日(金) 午前 1 0時 0 0分 開 議

議事日程

日程第 1 議案第 1号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて

(平成27年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)

日程第 2 議案第 2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

(平成27年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)

日程第 3 議案第 3号 軽米町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 の一部を改正する条例

> (平成27年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会 付託)

日程第 4 議案第 4号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第2号)

(平成27年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)

日程第 5 請願陳情第1号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制 度拡充を求める請願について

(総務教育民生常任委員会付託)

日程第 6 議案第 5号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて

日程第 7 議案第 6号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第3号)

日程第 8 発議案第1号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度 拡充を求める意見書

日程第 9 発議案第2号 「安保法制」制定に反対する意見書

日程第10 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員(14名)

1番 中 里 宜 博 君 2番 中 村 正 志 君 3番 せ 君 川原木 芳 蔵 君 田村 0 4番 5番 上 山 勝 君 6番 坂 久 人 君 志 舘 7番 茶屋 隆 君 8番 大 村 税君 田 秀 一 9番 松浦 雄 君 10番 本 君 満 細谷地 多 門 君 舘 機智男 君 1 1 番 12番 古 13番 山本 幸 男 君 14番 松浦 求君

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町					長	Щ	本	賢	_	君
教	育				長	菅	波	俊	美	君
総	務		課	課		日	Щ		充	君
税	務	会	計	課	長	Щ	田		元	君
町	民	生	活	課	長	中	野	武	美	君
健	康	福	祉	課	長	川原	川原木		$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君
産	業	振	興	課	長	高	田	和	己	君
地	域	整	備	課	長	新井	丰田	_	徳	君
教		育	次		長	佐人	木		久	君
農	業	委員	会	会	長	日	Щ	_	夫	君
監		查	委		員	瀧	澤	英	敬	君
教	育 委 員				長	戸直	戸草内 勝		夫	君
農	業 委	員 会	等	務局	長	高	田	和	己	君
選举管理委員会事務局長						日	Щ		充	君
健康ふれあいセンター所長					川原	京木	純	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君	
水	道	事	業	所	長	新井	‡田	_	徳	君
総	務	課担	当	主	幹	平		俊	彦	君
税	務 会	計 謂	見担	当主	幹	於	本	_	則	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会 事 務 局 長 佐藤 暢 芳 君 本 邦 子 君 議会事務局主任主査 橋 議会事務局主査 鶴 飼 義 信 君 _____

◎開議の宣告

○議長(松浦 求君) ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりま すので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○議長(松浦 求君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で、町長から議案2件の追加提出がありました。また、総務教育民生常任委員長から1件、古舘機智男君から1件の合わせて2件の発議案、議会運営委員会及び総務教育民生、産業建設常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

町長から追加された議案 2 件の取り扱いについては、議会運営委員会において協議した結果、本会議場において審議することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第4号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長(松浦 求君) これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてから日程第4、議案第4号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第2号)までの4件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第4号までの4件について、特別委員会での審査結果の報告 を求めます。

平成27年度軽米町一般会計補正予算等審查特別委員会委員長、細谷地多門君。 [特別委員長 細谷地多門君登壇]

○特別委員長(細谷地多門君) 委員長報告をさせていただきます。本定例会におきまして平成27年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託された案件は、議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてから議案第4号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第2号)までの4件でありました。

当委員会は、6月16日、午前10時から、6月17日までの2日間、3階会議室において、当局出席のもと、資料請求及び提案理由の補則説明を求めて審査が行われ、全ての議案で活発な議論がなされるとともに、慎重な審議がなされました。中でも議案第2号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、町長の平成27年7月1日から平成31年2月1日までの間に支給されるべき給料を月額10%減額する提案に対して、委員からは、現行の月額給料は県内各町村と比較しても、決して高いほうと言えず、むしろ低いほうであるにもかかわらず、なおみずからの給料をさらに引き下げることには必ずしも賛成しかねる。また、軽米の子供たちが将来の夢として町長職を目指したり、憧れや希望の持てる魅力あるポストと感じなくなるのではないか。一概にこれ以上みずからの身を削ってまで必要性があるだろうかという疑問の声などが交わされました。これに対して町長の答弁は、国等からの交付税額が今後減らされる予想をさらに危惧している。少子高齢化現象が進む中で今後税収が増に転じることも期待できず、公約にも掲げており、行財政改革の必要性に鑑み、率先垂範の立場からみずから身を削りながらも町の財政運営に努めたいという答弁でありました。

議案第4号についてでありますが、音更町との姉妹締結30周年記念交流事業についての進め方についての質問、また百人委員会の公募人数枠をもっと広げるべきではないかや観光・防災Wi-Fiステーション整備事業などについての質問もありました。当局の答弁は、事業に対する各委員の理解を求めながらも、各委員から出された疑問、提言に対しては、真摯に受けとめ、今後さらに検討、努力していくということでした。

各委員から終始活発な議論がなされました結果について報告します。議案第1号から議案第4号までの4件については、全会一致で可と決しました。

以上、委員長報告といたします。

○議長(松浦 求君) 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

2番、中村正志君。

[2番 中村正志君登壇]

○2番(中村正志君) 本定例会における議案第1号から第4号に対しましては、まず先ほどの特別委員長の報告のとおり全議案ともに全会一致で賛成ということでした。 私も同じく賛成するものではございますが、賛成するに当たりまして、今後の町政 運営において希望及び期待することを含めまして意見を申し述べさせていただきま す。

議案第2号についてでございますが、その中で町長の給料を平成27年7月から31年2月1日まで給料月額の10%減額支給するというものですが、私はなぜ減額しなければならないのか疑問に感じました。先ほどの特別委員長の報告と重複する部分もございますが、私の考えを申し述べさせていただきたいと思います。

町長は、選挙公約であり、行財政改革の一助とするため率先垂範し、町の財政運営を効率的に進めたいということで実施するということでした。私が心配することは、町長を職業として考えたとき、これから軽米町の次代を担ってもらわなければならない若い世代の人たちには、どのような形で映るのかということでした。町長の仕事は、給料を減額し、選挙を戦い、一年365日、ほとんど休みなく軽米町民のための町長職を遂行しなければならないと考えたとき、次の世代の人たちが軽米町の町づくりのために町長を目指そうという人たちがあらわれるでしょうか。町長といえば、会社でいえば軽米町の社長です。給料は一番高くて当たり前だと思います。業績を上げれば上げるほど給料アップしてもいいのではないでしょうか。株主に相当する町民の人たちも納得すると思います。

私が特に心配したことは、小、中、高校生及び若い世代の方々が町長という仕事に対して夢と希望を失うことでした。かつて生涯学習の作文コンクールで小学 5 年生と中学 2 年生を対象に「僕が、私が町長になったら」というテーマで実施されました。子供たちは、それぞれ自分たちが住みたいと思えるような誇りに思える町づくりの提言を夢を描きながら書いていただきました。当時の議会報にも一部紹介されました。子供たちにとっては、町長は憧れの仕事であってほしいと思います。

山本町長は、私の心配に対してこれまでの3期12年の実績を顧みながら、さらに軽米町の活性化のために身を引き締めてモチベーションを高め、全身全霊をささげて、やりがいのある町長職を務めていくという強い決意を示してくれました。同時に、子供たちや若い世代の方々に町長職のすばらしさを理解してもらう行動力を発揮してくれることを約束してくれたものと信じ、本議案に賛成するものでございます。

次に、議案第4号の一般会計補正予算(第2号)についてですが、予算編成する上で今後検討していただき、次の軽米町を担う若い職員への期待を含めて意見を申し述べさせていただきます。予算は、事業などの予算根拠があって初めて予算化されるべきものと思います。私は、百人委員会の実施については、条例を制定して議会との協議の上で進めるべきと一般質問で提言しましたが、町長は、要綱を定めて進めるということでした。ここでは、町長の進め方を尊重いたします。しかし、予算が先行して、要綱もまだ定まっていないということは、予算根拠に乏しいと思います。検討事項として早急に事業実施に向けた庁内協議に入るべきと思います。

また、当初予算における予算見積もりの誤りのために補正するというものもありました。人間誰にも間違いはあります。ただし、もっと慎重かつ緊張感を持って対処すれば、防ぐことができたのではないでしょうか。特に、当初予算については、担当者のみならず課内での協議を行い、課内調整も含めて予算要求しなければならないものです。当初予算の重要性の認識が乏しいと言われも弁解できないと思います。ただし、当初予算を町民に幅広く呼びかけて、音更町姉妹締結30周年記念の交流事業への参加団体募集については、町民への公平性ということでは評価できると思います。山本町政の4期目がスタートして間もない時期ですし、職員の減少と大幅な若返りなど、課題も多いかと思いますが、今定例会では、副町長も選任されました。副町長への期待も大きいと思います。役場の若い職員には、失敗を恐れず、発想の転換を発揮し、軽米町発展のために思い切り職務に取り組んでいただくことを大いに期待し、次代の町づくりを担っていただけるものと信じ、本定例会の全議案に対し、賛成の意を表します。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長(松浦 求君) ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてから議案第4号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第2号)の4件に対する委員長の報告は原案を可決とするものであります。

議案第1号から議案第4号の4件は委員長の報告のとおり原案を可決と決定する ことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてから議案第4号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第2号)までの4件は原案のとおり可決されました。

◎請願陳情第1号の報告、質疑、討論、採決

○議長(松浦 求君) 日程第5、請願陳情第1号 少人数学級の推進など定数改善、義 務教育費国庫負担制度拡充を求める請願についてを議題といたします。

請願陳情第1号について常任委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、本田秀一君。

[総務教育民生常任委員長 本田秀一君登壇]

○総務教育民生常任委員長(本田秀一君) 第2回軽米町議会定例会におきまして、総務 教育民生常任委員会に付託された案件は、請願陳情第1号 少人数学級の推進など 定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願についてでありました。

審査は、去る6月15日、本会議終了後、軽米町議会議長室において全委員出席のもと、請願要旨に基づき精査いたしましたところ、何ら問題となる点も見受けられないことから、請願趣旨を了とし、全委員賛成で原案のとおり採択となりました。

なお、請願書は、各委員に配付済みですので、ここでの朗読は割愛させていただ きます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(松浦 求君) 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決を行います。

請願陳情第1号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充 を求める請願についてを採決します。

お諮りします。請願陳情第1号に対する委員長の報告は採択とするものです。

請願陳情第1号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第1号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第5号及び議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松浦 求君) 日程第6、議案第5号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決 を求めることについてと日程第7、議案第6号 平成27年度軽米町一般会計補正 予算(第3号)を一括して議題といたします。

議案第5号と議案第6号の提案理由の説明を求めます。総務課長、日山充君。

〔総務課長 日山 充君登壇〕

〇総務課長(日山 充君) 議案第5号及び議案第6号の提案理由を説明申し上げる前に、 1年以上前に発生した事故に関する議案でありますことから、これまでの経過を説 明申し上げます。

今回追加で提案いたします議案第5号及び第6号に関する事故は、平成26年2月6日、午後4時10分ごろ軽米町大字上舘第62地割77番6地先、これは百目金地区でございますが、その場所において健康ふれあいセンター嘱託職員が施設利用者送迎用の町有自動車を運転中、大規模林道から左折し、町道百目金万谷線に進入したところ、大野方面から進行してきた運送会社の大型トラックに接触し、損害を与えたものです。当時、事故現場付近は、路面が凍結しており、健康ふれあいセンターの嘱託職員が現場に差しかかる前にブレーキをかけましたが、スリップし、反対車線に進入したことにより追突したものと考えられます。

平成26年6月23日、本件事故について相手方法律事務所から過失割合、軽米町100%、相手方運送会社0%、損害額169万9,903円の請求に係る通知がありました。これに対し、平成26年7月1日、軽米町が委託する一般財団法人全国自動車協会岩手県町村自動車共済サービス事務所は、認められる損害額153万9,903円、過失割合、軽米町50%、相手方運送会社50%という内容で相手方法律事務所へ回答いたしました。

平成26年11月11日、原告、相手方運送会社から被告、軽米町が損害額186万9,903円及び訴訟費用の負担等について損害賠償請求に係る訴訟を起こされ、これまで代理人である弁護士により公判を続けてまいりました。今回、3日前の平成27年6月16日、午後1時30分から盛岡地方裁判所において第5回目の審理があり、裁判所が5月8日に示した和解案に対し、原告から受諾するとの回答を得たことから、裁判所の和解調書の作成に当たり、和解に関する議会の議決が必要であり、また和解調書作成から1カ月以内の支払いが必要であることから、今回議案第5号及び第6号を追加により提案するものです。

それでは、議案第5号の提案理由を説明申し上げます。議案書をごらんいただきたいと思います。議案第5号は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額の決定及び和解に関し議決をお願いするものでございます。

内容でございますが、損害賠償及び和解の相手方は、議案書に記載のとおりでご ざいます。

2番として、損害賠償の額は113万4,000円です。

3として、和解の内容につきましては、(1)、軽米町は、相手方運送会社に対し、解決金として113万4,000円、これは相手方損害額の7割相当の支払い義務があることを認める。相手方は、軽米町に対し、解決金として14万4,000円、これは軽米町の損害額の3割相当です。の支払い義務があることを認める。

(3)、軽米町は、相手方に対し、第1項の金員を相手方指定の金融機関口座に送

金する方法により支払う。ただし、送金手数料は、軽米町の負担とする。 (4)、相手方は、軽米町に対し、第2項の金員を軽米町指定の金融機関口座に送金する方法により支払う。ただし、送金手数料は、相手方の負担とする。 (5)、相手方は、その余の請求を放棄する。 (6)、相手方及び軽米町は、相手方と軽米町の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。 (7)、訴訟費用は各自の負担とする。

4番の損害賠償の原因につきましては、前段でご説明申し上げましたので、省略 させていただきます。

理由ですが、町の職員が運転操作を誤り、起こした事故について、これに伴う損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

次に、議案第6号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第3号)について提 案理由を説明申し上げます。

議案第6号は、議案第5号に関連する補正予算で歳入歳出それぞれに113万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億3,218万4,000円とするものです。

内容につきましては、3ページをごらんいただきたいと思います。歳入は、損害 共済事業共済金として113万4,000円、相手方からの賠償金として14万4, 000円を雑入に計上するとともに、財政調整基金繰入金を14万4,000円減 額し、歳出は2款1項総務管理費の諸費に相手方に支払う賠償金113万4,00 0円を計上したものです。

両議案ともご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(松浦 求君) 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号に対しての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 質疑を終わりたいと思います。

次、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 討論なしと認めます。討論をおわります。

これから採決を行います。

お諮りします。議案第5号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることにつ

いては原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対しての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。議案第6号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第3号)を 採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成27年度軽米町一般会計補正予算(第3号)は原案の とおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(松浦 求君) 日程第8、発議案第1号 少人数学級の推進など定数改善、義務 教育費国庫負担制度拡充を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務教育民生常任委員長、本田秀一君。

〔総務教育民生常任委員長 本田秀一君登壇〕

○総務教育民生常任委員長(本田秀一君) 発議案第1号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書。

上記の議案を軽米町議会会議規則第14条の規定により本日付で別紙のとおり提出することといたしました。

理由として、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図り、教育にかかわる予算 を充実させるため、政府関係機関に意見書を提出するものであります。

なお、意見書は、議員各位に配付済みですので、この場での朗読は割愛させてい ただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長(松浦 求君) 提案理由の説明が終わりました。

これから発議案第1号に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第1号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制 度拡充を求める意見書を採決します。

発議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制 度拡充を求める意見書は原案のとおり可決されました。

- ◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
- ○議長(松浦 求君) 次に、日程第9、発議案第2号 「安保法制」制定に反対する意 見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番、古舘機智男君。

[12番 古舘機智男君登壇]

○12番(古舘機智男君) それでは、発議案第2号 「安保法制」制定に反対する意見書についてこの議案を軽米町議会会議規則第14条の規定によって別紙のとおり提出いたしたいと思います。

提案理由の説明でありますが、所定の5名の賛成者を得て提案いたします。この 安保法制は、今国会でも審議中のものであって、さきの国会での衆議院の憲法審議会の参考人質疑の中では、与党の推薦する参考人も含め、3人全員が集団的自衛権 行使は憲法違反という発言がありました。このように今のこの議案は、戦後70年間日本が進めてきた道を大きく変える、そういう議案です。きょうの岩手日報によりますと、93歳の作家で二戸市浄法寺の天台寺の名誉住職の瀬戸内寂聴さんが、きのうの夕方国会で開かれた安保法制に反対する集会に車椅子で参加して、戦争を二度と繰り返してはならないと訴えました。そして、最近の日本の雰囲気が戦前と似ている、表向きは平和だが、すぐそこに軍隊の靴の音が聞こえてくる危険な感じがする。このままでは戦争ができる国にされると安倍首相の姿勢を厳しく批判していました。国民の多数は、安保法制に廃案または今国会での制定は拙速で反対が8割を占めています。また、軽米町は、非核平和宣言の町であり、戦争をする国にするなという声は、町民みんなの思いだと思います。

意見書の全文は、お手元に配付してあり、省略いたしますが、軽米町は非核平和 宣言の町でもあります。そして「戦争をする国にするな」は、国民、町民みんなの 声です。この意見書に対して、皆さんの満場でのご賛同をお願いして提案理由の説明といたしたいと思います。

○議長(松浦 求君) 提案理由の説明が終わりました。

これから発議案第2号に対しての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第2号 「安保法制」制定に反対する意見書を採決します。

発議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、発議案第2号 「安保法制」制定に反対する意見書は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(松浦 求君) 日程第10、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生、産業建設常任委員会の各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦 求君) 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育 民生、産業建設常任委員会の各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とす ることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長(松浦 求君) ここで町長から発言を許されたい旨の申し出がありますので、これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長(山本賢一君) 議長の許可をいただきましたので、第2回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月11日に開会以来、本日までの9日間にわたり開催されたところであります。本定例会には、人事同意案件2件と軽米町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求める案件1件、条例の一部改正案件2件、平成27年度軽米町一般会計補正予算案件1件の4議案と、追加案件として損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求める案件1件、関連する平成27年度一般会計補正予算案件1件の合わせて8議案を提案させていただきました。

議員の皆様におかれましては、終始熱心なご審議をいただき、全議案とも原案の とおりご議決賜りましたことに心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、政務報告でも申し上げましたが、急速な少子高齢化、人口減少対策などへ対応するため、計画策定委員会で調査、検討するとともに、議員各位を初め町民の皆様からのご意見をいただきながら地域の実情に応じた地域版創生総合戦略の策定を進めてまいります。つきましては、議員各位には、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、議案審議中に賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政運営に当たり、十分心して努めてまいります。

簡単ではございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(松浦 求君) 会議を閉じます。

これをもって第2回軽米町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時34分)